

独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）の介護料 受給資格認定フロー

受給対象となる人

◆自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

自動車事故が原因

はい

いいえ

自賠責保険等において
後遺障害等級が認定されている

介護料の受給対象に
なりません

はい（自賠責保険対象）

いいえ（自賠責保険対象外）

★自賠法施行令別表第一の
第1級1号、第1級2号
第2級1号、第2級2号
に認定されている

※平成14年3月31日以前（同別表改正以前）に事故にあわれた方は以下の最寄り支所までご確認ください。

はい

いいえ

介護料の受給対象に
なりません

後遺障害認定通知書を
紛失した

はい

はい

後遺障害等級は
認定されていない

- ★と同程度の障害を受けたと認められる
- 事故後18ヶ月以上が経過し、症状が固定したと認められる

介護料の受給対象に
なりません

いいえ

介護料を受給できる可能性があります。
詳しくは、以下の最寄り支所までお問い合わせください。

NASVA（ナスバ）介護料支給のご案内

●支給額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。

下限額に満たない場合には一律下限額を支給します。

受給資格種別	支給額（月額）
特I種	（下限額）68,440円～（上限額）136,880円
I種	（下限額）58,570円～（上限額）108,000円
II種	（下限額）29,290円～（上限額）54,000円

●支給制限

①次のような方は支給対象者となりません。

- ・NASVA（ナスバ）療護センター等へ入院している方。
- ・他の法令に基づく施設に入所している方。
- ・介護保険法、労災保険法など他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている方等。

②次のような方は支給が停止されます。（所得制限）

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えている方。

※この他詳しい手続きやその他の支給できない条件等は、最寄りの支所までお問い合わせください。

支所の連絡先

支所等	電話番号	支所等	電話番号
札幌主管支所	011-218-8155	三重支所	059-350-5188
函館支所	0138-88-1007	福井支所	0776-22-6006
釧路支所	0154-51-7337	大阪主管支所	06-6942-2804
旭川支所	0166-40-0111	京都支所	075-694-5878
仙台主管支所	022-204-9902	兵庫支所	078-331-6890
福島支所	024-522-6626	滋賀支所	077-585-8290
岩手支所	019-652-5101	奈良支所	0742-22-0613
青森支所	017-739-0551	和歌山支所	073-431-7337
山形支所	023-609-0500	広島主管支所	082-297-2255
秋田支所	018-863-5875	鳥取支所	0857-24-0802
新潟主管支所	025-283-1141	島根支所	0852-25-4880
長野支所	026-480-0521	岡山支所	086-232-7053
石川支所	076-222-0063	山口支所	083-924-5419
富山支所	076-421-1631	高松主管支所	087-851-6963
東京主管支所	03-3621-9941	徳島支所	088-631-7799
神奈川支所	045-471-7401	愛媛支所	089-960-0102
千葉支所	043-350-1730	高知支所	088-831-1817
埼玉支所	048-824-1945	福岡主管支所	092-451-7751
茨城支所	029-226-0591	佐賀支所	0952-29-9023
群馬支所	027-365-2770	長崎支所	095-821-8853
栃木支所	028-622-9001	熊本支所	096-322-5229
山梨支所	055-262-1088	大分支所	097-534-9341
名古屋主管支所	052-218-3017	宮崎支所	0985-53-5385
静岡支所	054-687-3421	鹿児島支所	099-225-0782
岐阜支所	058-263-5128	沖縄支所	098-916-4860

独立行政法人 自動車事故対策機構

〒130-0013 墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19F

TEL 03-5608-7560

【ホームページ】<http://www.nasva.go.jp/index.html>